

5. そ の 他 の 法 律 に よ る 援 護

5 その他の法律による援護

(1) 税法上における優遇措置

(ア) 認定被爆者及び認定被爆者を扶養する者は、特別障害者控除を受けることができ、所得税にあっては 400,000 円、地方税にあっては 300,000 円が所得金額から控除される。

(イ) 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当を受給している被爆者は、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度及び小額公債非課税制度の対象となり、それぞれ 350 万円を限度として利子に対し非課税扱いとなる。また、300 万円を限度として、通常の定期預金よりも利率の高い福祉定期預金、福祉定期貯金が利用できる。

(2) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の措置

軍人、軍属及び準軍属（被徴用者、国民義勇隊、動員生徒など）で、公務に従事中、原子爆弾の傷害作用により死亡した人の遺族や障害を受けた被爆者については、戦傷病者戦没者遺族等援護法が適用され、遺族給与金、障害年金等の給付が行われる。

◎ 遺族等援護関係法と制定経過

昭和 20 年 8 月 15 日 終戦

20 年 9 月 2 日 戦争終結

21 年 2 月 1 日 軍人恩給等停止

27 年 4 月 30 日 戦傷病者戦没者遺族等援護法制定（法律第 127 号）

28 年 8 月 1 日 恩給法軍人関係復活（法律第 155 号）

38 年 3 月 31 日 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法制定（法律第 61 号）

40 年 6 月 1 日 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法制定（法律第 100 号）

41 年 7 月 1 日 戦傷病者の妻に対する特別給付金支給法制定（法律第 109 号）

42 年 7 月 14 日 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法制定（法律第 57 号）

主な給付金	金 額	必要書類	摘 要
遺族年金 遺族給与金	年額 2,058,300円	死亡者の身分、公務死亡に関する書類、請求書類、戸籍書類、その他	
弔慰金	50,000円	同 上	10年償還の国債
特別弔慰金(第12回)	275,000円	請求書類、戸籍書類、現況申立書、その他	5年償還の国債
障害年金	特別項症 10,186,400円 1項症より 5,992,000円 5款症まで 1,006,200円	請求書類、徴用又は動員の証明書、受傷罹患の証明書、症状経過書、戸籍書類、その他	

※ その他の給付金として、戦没者の父母、妻及び戦傷病者の妻に対する特別給付金がある。